

(株) NTT ドコモ代表取締役社長
「コンプライアンス推進委員会」委員長
山田隆持 様

平成 22 年 10 月 27 日
伊那谷の環境と健康を守る会
代表 信州大学名誉教授 野口俊邦

平成 22 年 8 月 24 日付貴社社長及び コンプライアンス委員長からの回答文書について

今回いただきました上記文書は、私たちの要求や質問を全く無視し、貴社の一方的な見解のみを記述するという極めて不誠実なもので、とうてい納得できるものではありません。繰り返しいたしますが、前回申し上げた 4 点の質問項目（①「行政当局からの不通話解消の要請」証拠文書の提示 ②今回の住民の声を踏みにじった電波の強行発信は貴社の『倫理方針』に矛盾しないか？ ③基地建設に反対者がいるにもかかわらず、「地域住民への十分な説明」とするのは事実に反する ④回答文書に捺印が無く、内容と共にコンプライアンス委員会で検討されたとは思えない）について、改めて誠意ある回答をいただくよう要望いたします。

さらに今回、新たに次のような要請をさせていただきます。それは、「電磁過敏症」に苦しんでいる本会会員の塩田永家が、伊那市高遠町荊口地区の貴社基地局の電波圏外となるよう適切な措置を講じていただくことです。

科学的根拠が十分でないという理由で、現に「電磁過敏症」に苦しみ、将来の生活・営業計画に大きな支障を抱えている一家を見殺しにする権利は何人にもないはずです。

過去をひもといても、水俣病、カネミ油症、薬害エイズ、C 型肝炎などに関して、原因の科学的特定が不十分だという理由で永年にわたり放置され、取り返しのつかない甚大な被害が国民にもたらされたという事実を直視すべきです。

貴社の勇気ある決断に期待したいと思います。

なお、回答は 11 月 10 日までとさせていただきます。